

## 国民投票法附則第3条について

### 第1 国民投票法附則第3条の概要

#### 1 国民投票法の投票権者

年齢18年以上の者（同法第3条）

#### 2 附則第3条

① 国民投票法が施行されるまでの間、18歳以上の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、民法その他の法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講じることとする（第1項）。

② 第1項の措置が講じられ、18歳以上の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、国民投票法の投票権者の年齢は20歳とする（第2項）。

（注1）附則第3条に関する国民投票法案の国会審議録については、参考資料1-1参照  
（注2）諸外国における成年年齢と選挙権年齢の不一致の例（なお、以下の年齢は、参考資料2による。）

①アメリカ 選挙権年齢18歳 成年年齢18歳，19歳（2州）又は21歳（3州）

②カナダ 選挙権年齢18歳 成年年齢18歳又は19歳（半数以上の州が19歳）

③韓国 選挙権年齢19歳 成年年齢20歳

④ニュージーランド 選挙権年齢18歳 成年年齢20歳

なお、ドイツは1970年に21歳の成人年齢を据え置いたまま選挙権年齢を18歳にし、1974年に成人年齢も18歳に引き下げた。

### 第2 国民投票法成立後の状況

#### 1 国会の状況

国会においては、国民投票法の成立を受け、平成19年8月、衆・参両院に、憲法及び憲法関連基本法制について広範かつ総合的に調査・審議をするため、「憲法審査会」が設置された（国民投票法第6章、附則第1条ただし書前段）。

憲法審査会においては、国民投票法が施行される平成22年5月までの間

に、同法附則で検討を義務付けられた選挙権年齢の引下げ等について、調査・審議が行われる予定であるが、憲法審査会を始動させるための憲法審査会規程が未だ制定されておらず、憲法審査会における調査・審議は始まっていない。

## 2 自民党における検討状況

与党である自由民主党は、平成19年6月、国民投票法の成立に伴い、党内の政務調査会として「憲法審議会」を設置した。

そして、平成20年2月14日、第4回の憲法審議会が開催され、今後、国民投票法の施行までに実施すべき問題点について議論があり、その中で民法の成年年齢の引下げの問題等について議論を続けていくことなどが話し合われた。